

議 案 第 5 号

浦安市みどりを育てる条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市みどりを育てる条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年6月5日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

提 案 理 由

まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現することを条例の目的として定めるとともに、みどり等の用語の定義並びに市、市民及び事業者の連携協力について定めるため、所要の改正を行うものである。

浦安市みどりを育てる条例の一部を改正する条例

浦安市みどりを育てる条例（昭和53年条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浦安市みどりの条例

第1条中「と住民」を「、市民及び事業者」に、「積極的にみどり（樹木をいう。）を育成し、その保護に努力し、良好な市街地の環境を整え、「緑あふれる海浜都市」の建設を図る」を「みどりの創出、育成及び保全を推進することにより、まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現する」に改める。

第10条を第12条とする。

第9条各号列記以外の部分中「保護と緑化推進」を「保全と緑化の推進」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「みどり豊かな住みよい環境づくりの」を「第1条の目的を達成する」に改め、「緑化推進のため」を削り、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条の見出しを「（市の木及び市の花）」に改め、同条中「、「イチヨウ」を「「イチヨウ」とし、市の花は「ツツジ」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「保護」を「保全」に、「住民」を「市民」に改め、同条第2項中「保護」を「保全」に改め、同条を第5条とする。

第2条第1項中「前条」を「第1条」に改め、「公園」の次に「、緑地」を、「公共用地の緑化」の次に「及びその適正な管理」を加え、「保護」を「保全」に改め、同条第2項中「住民」を「市民」に、「所有」を「所有し、」に改め、「緑化」の次に「及びその適正な管理」を加え、同条第3項中「工場、事業所等を経営する者」を「事業者」に、「の措置を講ずる」を「及びその適正な管理に努める」に改め、同条第4項を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（市、市民及び事業者の連携協力）

第4条 市、市民及び事業者は、第1条の目的を達成するため、適切な役割分

担の下、連携協力を図るものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、いけがき、草花等の植物並びに樹林地、草地、水辺地等の自然的環境を有する土地及び空間をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。